

## 日本イギリス哲学会 第59回 関西部会例会

日 時：2018年12月15日（土）13:00～17:50

場 所：キャンパスプラザ京都 立命館大学講習室（6階）

交通アクセスは裏面の図でご確認ください。

報 告 1：13:00～14:30（討論を含む）

報 告 者：井保 和也

（京都大学大学院 文学研究科 博士後期課程、日本学術振興会特別研究員 DC2）

題 目：別可能性なき世界での非難と弁明

報 告 2：14:40～16:10（討論を含む）

報 告 者：太田 寿明

（一橋大学大学院 法学研究科 博士後期課程、日本学術振興会特別研究員 DC）

題 目：アダム・スミスと初期近代自然法論の伝統—刑罰論の比較—

報 告 3：16:20～17:50（討論を含む）

報 告 者：村田 陽（同志社大学）

題 目：ジョン・スチュアート・ミルの政体論

—ジョージ・グロート『ギリシア史』を手掛かりに—

例会の後、簡単な懇親会を予定しております。こちらにもどうぞお気軽にご参加ください。

また、来年度7月の部会報告をご希望の方は、以下の担当者あるいは事務局までお申し出ください。

関西部会担当

伊勢 俊彦（立命館大学、tit03611[at]lt.ritsumei.ac.jp）

竹澤 祐丈（京都大学、Takezawa[at]econ.kyoto-u.ac.jp）

“[at]”を”@”に直して下さい。

## <会場案内>

キャンパスプラザ京都 立命館大学講習室（6階）

〒600-8216 京都市下京区西洞院通塩小路下る

（ビックカメラ前、JR 京都駅ビル駐車場西側）

TEL 075-353-9111



## ＜日本イギリス哲学会 第58回関西部会例会 報告要旨＞

### 報告 1：別可能性なき世界での非難と弁明

井保 和也

道徳的責任をめぐる論争の中心には、「ある行為者がある行為の道徳的責任を負うためには、その行為者がその行為とは別の行為をすることもできること、すなわち、その行為者が別可能性を持つことが必要か」という形而上学的問題がある。最近では、フランクファートの（悪）名高い思考実験に影響を受けて、この問題に対して「別可能性は必要ない」と答える論者が増えてきている。しかし、私の考えでは、もし彼らの回答が正しいならば、彼らは即座に別の問題に悩まされることになる。もし道徳的責任が別可能性を必要としないならば、日常生活の中で、我々が「そんなことをするべきではなかったのに」と言って道徳的責任を帰属しようとしたり、「そうすることしかできなかったのだ」と言って道徳的責任から逃れようとしたりするとき、これらの文が何を意味しているのかわからなくなってしまう。なぜなら、これらの文は別可能性を指示しているように見えるが、もし道徳的責任が別可能性を必要としないならば、この文の意味を別可能性に訴えて説明することはできないように思われるからである。本発表では、この意味論的問題に焦点を当て、その解決法を模索する。

（京都大学大学院 文学研究科 博士後期課程、日本学術振興会特別研究員 DC2）

### 報告 2：アダム・スミスと初期近代自然法論の伝統—刑罰論の比較—

太田 寿明

アダム・スミスが『道徳感情論』および『法学講義』において、その法理論をいわゆる初期近代自然法論の強い影響のもとで構想したことは、広く知られ、研究も進んでいる。しかし、その影響が具体的に如何なるものであるのか——スミスが如何なる点で初期近代自然法論を継承し、変革を企てたのか——は、今もなお探究の余地を残す論点であると思われる。

そこで本報告は、①スミスが刑罰をその法理論の中心主題のひとつと見たのではないかと読みうること、②この主題に関して、スミスが初期近代自然法論の理論的伝統を正面から批判したのではないかと読みうることの二点に着目することで、スミスと初期近代自然法論とが如何なる関係にあるのかの解明を試みる。具体的にいえば、①初期近代自然法論とスミスとが刑罰の如何なる点を問題にしたのかを確認し、②初期近代自然法論の刑罰論を特にフーゴー・グロティウスの *De iure belli ac pacis* に基づいて分析し、③スミスの刑罰論を分析し、④両者を比較することによって、スミスの刑罰論が初期近代自然法論に対して有する連続面と断絶面とを明らかにする。

（一橋大学大学院 法学研究科 博士後期課程、日本学術振興会特別研究員 DC）

### 報告 3 : ジョン・スチュアート・ミルの政体論

—ジョージ・グロート『ギリシア史』を手がかりに—

村田 陽

ジョン・スチュアート・ミル (1806-73) は、生涯にわたり古代ギリシアの思想と哲学に強い関心を抱いた思想家であった。こうした古典古代への志向は、彼の政治思想に対して「古代的な」性格を与えた一要因であると度々指摘されてきた (Urbinati 2002; Demetriou 2013; Loizides 2013)。

本報告では、そのなかでも、とりわけミルの古代ギリシアの政体論受容とその解釈に着目する。具体的には、同時代人で功利主義者であったジョージ・グロート (1794-1871) による古代ギリシア史論を取り上げることで、ミルのグロート読解を検討する。グロートは、1846年から1856年にかけて『ギリシア史』(全12巻)を刊行し、ミルは、本著に対する複数の論考を1846年から1853年の間に発表した。本報告の主たる分析対象は、これら両者の著作・論考となる。本報告の結論としては、19世紀ブリテンにおける古代史受容の多くが、「政治的戦略」として展開されており、ミルのグロート解釈も同様の特徴を保持していたことを示す。また、グロート経由で明示されたミルの政体論は、中期から後期ミルの民主政解釈ならびに古典古代評価を明らかにする一つの手がかりを提供するといえる。

(同志社大学)